

平成30年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（国保）の加入者間の保険税負担の公平性確保と、保険税負担の軽減を図るため、国保税の課税限度額と軽減判定の対象となる世帯の基準所得金額が見直されました。

■課税限度額の引き上げ

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳から64歳の人）の合計額が世帯主に課税されます。そのうち医療給付費分の課税限度額が引き上げられました。

■世帯の所得に応じた軽減措置の拡大

世帯主と世帯の国保加入者、および旧国保加入者（国保加入者が75歳を迎えるなどの理由により後期高齢者医療制度に移行した人）の前年所得金額の合計額が基準所得金額以下になる場合は、均等割額と平等割額の軽減措置を行っています。そのうち、5割軽減と2割軽減の対象世帯の基準所得金額が見直され、軽減の対象が拡大されました。

（課税限度額）

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	54万円	19万円	16万円
改正後	58万円	19万円	16万円

（軽減措置の拡大）

軽減	基準所得金額（改正前）
7割	33万円以下
5割	33万円+27万円×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下
2割	33万円+49万円×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下



軽減	基準所得金額（改正後）
7割	33万円以下
5割	33万円+ 27.5万円 ×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下
2割	33万円+ 50万円 ×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下

◆注意事項

- ①世帯主が国保に加入していなくても世帯主の所得は軽減判定の対象となります
- ②前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません。無収入の人や遺族年金、障害年金のみの収入の人も必ず申告をしてください
- ③所得更正や加入者の異動などがあった場合は、軽減判定の見直しを行うことがあります

【問い合わせ】 市税務課 市民税係 ☎27-8417

7月下旬に国民健康保険高齢受給者証などを発送します

国民健康保険高齢受給者証	
対象	70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者

高齢受給者証には、医療機関で支払う一部負担金の割合が記載されています。その割合は、前年の所得、年齢、世帯状況により毎年判定します。今回送付する新しい高齢受給者証には、「2割（特例措置により1割）」、「2割」、「3割」のいずれかが記載されていますのでご確認ください。

問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎27-8450

後期高齢者医療被保険者証	
対象	75歳以上の人と65歳以上で一定の障がいがある人

後期高齢者医療被保険者証には、一部負担金の割合（1割または3割）が記載されています。その割合は前年の所得と世帯状況により毎年判定します。

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証も更新します

後期高齢者医療被保険者証の負担割合が1割となった人で、市民税非課税の世帯の人には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。継続して該当する人には新しい認定証を送りますので、手続きは不要です。対象者は、病院で支払う一部負担金や入院中の食事代金が安くなります。

○後期高齢者医療保険料について

本年度の保険料は、前年中の所得を基に計算します。保険料は個人ごとに決まります。保険料の基準（保険料率）は、2年ごとに見直し、県内均一です。本年度の保険料率は、次のとおりです。
 保険料（限度額62万円）＝均等割額（3万8,000円）＋所得割額（基礎控除後の総所得金額等×7.36%）
 ※保険料には、世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じた軽減制度があります

医療費受給者証	
対象	各医療制度※の対象世帯で、所得が限度額内の人（未就学児は所得制限なし）

対象者には、医療費受給者証と医療費受給者証交付（更新）申請書を発送します。申請書の記載内容に変更がある場合は、市に届け出てください。

所得、受給資格が確認できない人には案内を送りますので、必要書類を持参して手続きしてください。

※所得要件などで対象外となる場合は、対象外となった初年度のみ通知します

※対象の医療制度

- ・子ども医療
- ・ひとり親家庭医療
- ・重度心身障がい者医療
- ・身体障がい者3級医療
- ・就学前心身障がい児医療

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8450

ブロック塀を点検し安全対策を【問い合わせ】市都市計画課 建築住宅係 ☎27-8435

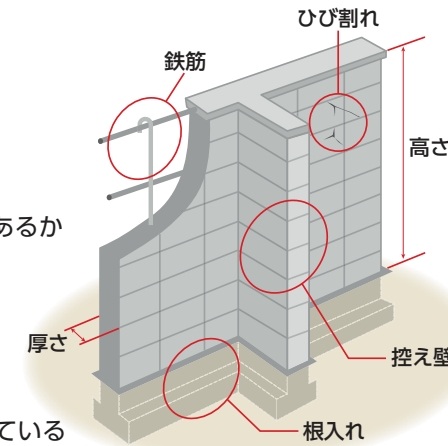
6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、塀の倒壊により死亡事故が発生しました。建築基準法の構造基準を満たしていないブロック塀や、老朽化で品質が低下しているものなどは、地震時に倒壊による二次災害を及ぼす危険性があります。

ブロック塀の所有者、管理者の皆さんは「ブロック塀の点検のチェックポイント」を活用し、適切な維持管理に努めてください。安全点検の結果、危険性が確認された場合は、速やかに付近の通行者への注意表示を行うとともに、建築士などの専門家に相談の上、適切な補修や撤去などの安全対策を行うようお願いします。

ブロック塀などについて、次の項目を点検し、一つでも不適合があれば危険なので改善が必要です。まず外観で1～5をチェックします。一つでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

ブロック塀の点検のチェックポイント

- 1 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か
- 2 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か
 - ・塀の高さが2m超2.2m以下の場合は、厚さが15cm以上必要です
- 3 控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか
- 4 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか
- 5 塀は健全か
 - ・塀に傾きや、ひび割れはないか
- 6 塀に鉄筋が入っているか（専門家に相談しましょう）
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されている
 - ・縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か（塀の高さが1.2m超の場合）



出典：パンフレット「地震からわが家を守る」日本建築防災協会2013.1より一部改

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀のチェックポイント

- 1 塀の高さは地盤から1.2m以下か
- 2 塀の厚さは十分か
- 3 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか
- 4 基礎があるか
- 5 塀に傾き、ひび割れはないか
- 6 基礎の根入れ深さは20cm以上か（専門家に相談しましょう）



皆さんの禁煙チャレンジを支援します!

喫煙は脳卒中、肺がんなどの疾患の原因の一つです。市は、市民の健康を増進し、疾患予防対策の一環として、新たに禁煙に取り組む皆さんに禁煙パッチなどを給付し、禁煙への取り組みを支援します。

支援の流れ	<p>①まずは、面接</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援希望の動機、喫煙状況、ニコチン依存症の診断テストを実施し、テストの結果「ニコチン依存症」と判定された人を支援の対象者として ※状況確認の結果、非喫煙者、既に他のニコチン製剤を使用している人、妊婦または妊娠していると思われる人、授乳中の人、重い心臓病の人、急性期脳血管疾患（脳梗塞など）、うつ病と医師に診断されている人は対象外です ○禁煙宣言書を提出し、禁煙チャレンジ開始日を確定します ○禁煙の手引き、禁煙タイアリーを配付し、禁煙に向けたアドバイスをします ※禁煙タイアリーは3週間分を提出してください ○禁煙支援剤配付券を交付。禁煙支援剤（2週間分）は、市内調剤薬局の協力を得て配付します <p>②開始日から3週間目以降に電話で状況を確認します。禁煙に失敗した人には禁煙外来の受診を勧めます</p>
対象	40～74歳の人
定員	20人（先着順）
申し込み方法	市健康推進課へ電話でお申し込みください

【申し込み・問い合わせ】 市健康推進課 成人保健係 ☎22-0179